

学校給食についての大切なお知らせです。

稲美町では、令和7年4月から、町立小学校・中学校の学校給食費について、稲美町が徴収・管理を行う「学校給食費の公会計化」を実施します。

これに伴い、現在の「各学校が学校給食費を集金する方法」から、「稲美町が、学校を通さず、口座振替等の方法により直接集金する方法」へと変わります。

なお、学校ごとに納付額が異なる教材代や修学旅行の積立金などの費用（学校給食費以外の学校校納金）は、引き続き各学校で徴収・管理していきます。

学校給食費の公会計化とは？

学校給食費の公会計化とは、学校給食費を稲美町の予算に計上し、議会の承認を得たうえで、町が学校給食費の徴収・管理を行うことです。

目的は以下のとおりです。

- ① 学校給食を子どもたちに安定的に供給する。
- ② 町の予算に計上することで、会計の透明性を高める。
- ③ 保護者の利便性の向上を図る。
- ④ 学校現場の多忙化解消を図り、教職員の子どもと向き合う時間を増やす。



稲美町イメージキャラクター「いなっち」

公会計化に伴う口座振替手続きについて

学校給食費は、公会計化に伴い、原則、口座振替による納付となります。

そのため、学校給食費を引き落とすための振替口座を、学校ではなく、新たに町へ登録していただく必要があります。保護者の皆様には、金融機関に対する新規の手続きをお願いすることになりますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

手続きの開始は、2学期以降を予定しています。詳しくは別途お知らせします。

- ※ 現在、学校給食費の納付で利用している振替口座と同じ金融機関、同じ口座にする場合も、お手数ですが改めて手続きが必要です。
- ※ 口座振替手数料は、稲美町が負担します。
- ※ 一度手続きをされますと、中学校卒業まで、転校・進級・進学の際にも手続きは必要ありません。（稲美町立学校間での転校・進級・進学に限ります。）



口座振替ができる取扱金融機関について

- 口座振替は、下記の金融機関が利用できます。
- 各家庭の給与振込口座など、日常お使いの口座を指定いただけます。
※現在、学校に届けている振替口座以外でも指定ができます。



【取扱金融機関】

みなと銀行、三井住友銀行、但馬銀行
播州信用金庫、但陽信用金庫、姫路信用金庫、西兵庫信用金庫
兵庫県信用組合、兵庫南農業協同組合

の本店、支店



学校給食費の公会計化に関するQ&A

Q1 現在も口座振替で支払っていますが、手続きをする必要がありますか？

⇒ 全ての保護者の皆様に、稲美町用の口座振替の手続きを行っていただく必要があります。



Q2 子どもが2人以上いる場合の手続きは？

⇒ お手数ですが、お子様1名ごとに口座振替の手続きが必要です。
なお、稲美町納付金口座振替依頼書には、1口座にお子様2名まで記入いただけます。

Q3 令和7年4月からの口座振替日・金額等のお知らせは、いつ来ますか？

⇒ 詳細については、決まり次第お知らせでご案内します。



Q4 就学援助(もしくは生活保護)制度を利用しています。口座振替の手続きは必要ですか？

⇒ 就学援助(もしくは生活保護)が認定されるまでは、学校給食費をお支払いいただく必要がありますので、口座振替の手続きをお願いします。
なお、当初認定により、4月からが対象となる場合、過払いとなった給食費は、手続きを行った口座へお返しします。

Q5 残高不足等により、口座振替ができなかった場合はどうするのですか？

⇒ 督促状を送付しますので、同封の「納付書」により納付書記載の金融機関又は、稲美町役場本館一階の出納室でお支払いください。

Q6 滞納した場合はどうなりますか？

⇒ 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付します。

Q7 口座名義は、保護者名義の口座でなければいけませんか？

⇒ 保護者名義の口座に限らず、児童生徒本人やご家族名義の口座も登録いただけます。

Q8 納付が困難な場合はどうすればよいですか？

⇒ 就学援助制度の認定要件に該当する場合は、申請により学校給食費の援助を受けられますのでご相談ください。

